
*
* 令和 4 年度 第 8 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	内田弘樹	書記	藤代晋太郎		
次長	中藤宏和				
書記	三宅秀生				

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結果
	第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 許可
	第32号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件 許可
	第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件 許可
	第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 2件 決定
8	署名委員
	10番 小物博子
	11番 小野貫治
9	議事の内容
	令和4年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録
	令和4年11月11日(金) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員17名、推進委員7名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和4年度第8回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。10番小物委員と11番小野委員を指名いたします。</p> <p>議事に入ります前にお知らせします。議案第31号第6番について申請内容の不備により、取り下げ申請があり受理しましたので、本日審議する議案から削除をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。27番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号27番朗読説明 －</p> <p>27番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆301㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は1,705㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り100万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 吉岡委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請農地については、今までも譲受人が管理されており、色々な野菜を作付けされて耕作されておりました。今後、譲受人に正式に所有権移転した後もきれいに耕作管理されるかと思えます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。27番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、27番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に28番について、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号28番朗読説明 －</p> <p>28番は、譲受人が、譲渡人から、贈与の合意解除により申請農地の所有権を抹消することにより取得する案件です。申請農地は、田3筆3,024㎡、畑4筆1,139㎡、合計7筆4,163㎡です。譲受人の通作距離は、40km以内、耕作面積は0㎡。営農計画書の提出をいただいております。家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、平成21年度に譲受人から地元の知り合いであった譲渡人に一括贈与をしていましたが、譲受人が自営業の経営から引退したことにより耕作可能となったため、譲渡人と協議して贈与解約の合意に達したため、行っていた所有権移転を抹消して元の所有者に戻すためこのような申請となっています。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図に</p>

<p>議 長 藤本委員</p>	<p>については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請農地について、現地確認したところ、荒廃農地みたいになっているところも見受けられましたが、譲受人が頑張って耕作管理されるということなので、ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。28番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、28番については許可とすることに決定しました。 次に29番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号29番朗読説明 －</p> <p>29番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田5筆4, 428㎡、畑1筆254㎡、合計6筆4, 682㎡です。譲受人の通作距離は、25km以内、耕作面積は0㎡。営農計画書の提出をいただいております。家族4人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人は、親子間での贈与です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 西村委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 先ほど、事務局から説明がありましたように、譲渡人と譲受人は親子ではありませんが、実は本当の親子ではありません。姉の子を養子縁組した親子となります。譲渡人は難病を持たれており、妻も数年前に亡くなっております。ご自身の財産をきれいにしておこうという考えから、この度、農地の贈与をするということになったものです。現場の農地は作付けもなされており、きれいに管理されております。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。29番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、29番については許可とすることに決定しました。 次に30番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号30番朗読説明 －</p> <p>30番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田7筆6, 819㎡、畑6筆5, 041㎡、合計13筆11, 860㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は0㎡。営農計画書の提出をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当たり10万円です。この案件につきましては、空き家バンク</p>

	<p>を利用した物件の購入であり、購入する物件の内、農地について申請されたものです。譲受人は現在表示の住所に住んでおりますが、許可が下り次第購入した空き家の住所に転入して就農する予定であり、通作距離はその住所で確認しております。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 清水委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件につきまして、譲渡人は赤磐市の方に3年ぐらい前に転出されておりますが、家の前の畑については来られて野菜を作られております。田については管理できていないところもあります。空き家バンク利用ということで人口が増えるということは良いことかと思えますし、また農地が荒れないように管理されるということなので良いことかと思えます。ご審議よろしく願います。</p>
<p>中曾委員 中藤次長</p>	<p>営農計画書のざっくりした内容を教えて欲しい。 主に米を作付けされる予定です。生産物は農協等に出荷する予定です。農機具については譲渡人が所有しているものを譲り受けて使う予定にしております。</p>
<p>中曾委員 議 長</p>	<p>わかりました。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。30番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、30番については許可とすることに決定しました。 次に31番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第31号31番朗読説明 －</p> <p>31番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1、384㎡です。譲受人の通作距離は、20km以内、耕作面積は0㎡、営農計画書の提出をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り14万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小物委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請農地につきまして、ここ数年作付けされておりましたが、草刈り管理についてはきれいにされておりました。通作距離が20kmということですが、牧草を植えられるということをお聴いております。ご審議よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>

議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。31番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、31番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。7番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第32号7番朗読説明 －</p> <p>7番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路並びに露天駐車場用地に転用する案件です。申請農地は、畑2筆110㎡です。この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、墓地19㎡と進入路・露天駐車場91㎡となっています。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に確認したところ許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、12ページ及び13ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 平松委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件についてですが、現在の墓地のある場所が、災害の危険区域に指定されておまして、従前の高いところにある墓地の法面は崩壊しかけている状況です。今回、世帯主が亡くなられて、草刈り管理等の墓の管理が難しくなったこと等により、墓地を高いところから下ろすという判断をされました。災害危険区域から墓地を下に下ろすということなので何卒よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に8番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第32号8番朗読説明 －</p> <p>8番は、転用者が、申請農地を住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田2筆326㎡です。この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、木造2階建59㎡とカーポート36㎡となっており、建ぺい率は29%であり、22%以上となっております。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、今回は該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、14ページ及び15ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>

議 長 藤本委員	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	本案件についてですが、申請者の自宅は申請農地のすぐそばにあるのですが、申請者の子どもが大きくなり、家が手狭になっているので、自宅の下の農地に家を建てたいということで申請がありました。何卒よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。 次に9番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第32号9番朗読説明 －</p> <p>9番は、転用者が、申請農地を住宅用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆500㎡です。この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、木造平屋建120.90㎡となっており、建ぺい率は24%であり、22%以上となっております。この案件につきましては、10月14日に農振除外が完了し、申請されたものですが、現地調査により、本人の勘違いで農振除外と農地転用を混同して造成に着工していたことがわかり、工事を中止するとともに始末書の提出をいただいております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、今回は事前着工となりましたが、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、今回は該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、16ページ及び17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 瀬戸川委員	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
議 長	申請農地については該当のところは既に事前着工というか、土地の造成がされておりました。事務局から説明があったように農業振興地域の除外と、農地転用の許可を申請者が混同して、間違っって着工してしまったようです。工事も一時中止しており、始末書も出ているということであり、また周辺にも影響を及ぼすところはないようなので、問題ないかと思えます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。
中藤次長	<p>続きまして、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。19番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第33号19番朗読説明 －</p> <p>19番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆259㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10アール当りの価格は57万円です。</p>

<p>議 長 小野委員</p>	<p>施設の概要としては、太陽光パネル64枚、発電量は9.9kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請農地についてですが、現地を確認しましたところ、特段問題があるようなことは見当たりませんでしたので、御許可の方よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に20番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第33号20番朗読説明 －</p> <p>20番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆254㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10アール当りの価格は59万円です。施設の概要としては、太陽光パネル64枚、発電量は9.9kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小林委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地図を見ていただきますと申請農地の右側、左側および上側に田んぼが即、隣接しております。高さのある太陽光パネルを建てるということになりますと、申請農地の右側、左側および上側の田んぼの日照に影響があると思われたため、事務局を通じて業者に確認してもらいましたが、高さ1.5m程度の低いパネルを建てるということで周辺の田んぼの日照に影響がないことが確認できました。水稻の耕作には影響ないと思われれます。排水についても、水路があり問題ないかと思えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に21番について、事務局から説明をお願いします。</p>

－ 議案第33号21番朗読説明 －

中藤次長

21番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑2筆1, 880㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10アール当りの価格は26万6千円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.5kwと露天駐車場2台分です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長
深本委員

事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

現地についてですが、山に囲まれて、周囲に耕作地はありません。何ら問題ないかと思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長

現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長

なしとの声がありました。21番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ですので、21番については許可とすることに決定しました。

次に22番について、事務局から説明をお願いします。

－ 議案第33号22番朗読説明 －

中藤次長

22番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1, 152㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10アール当りの価格は43万4千円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、24ページから25ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長
藤本委員

事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

申請農地についてですが、譲渡人の親父さんが亡くなられてから、全く耕作されていない状況です。譲渡人の自宅にもソーラーパネルが設置されております。何ら問題ないかと思ひます。よろしくお願いたします。

議 長

現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長

なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。

	<p>次に23番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第33号23番朗読説明 －</p> <p>23番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆557㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10アール当りの価格は18万円です。施設の概要としては、太陽光パネル64枚、発電量は9.9kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、26ページから27ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 小物委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件についてですが、地図にもありますように、先ほどの議案第31号31番の案件の隣接地です。譲渡人の労力不足ということで、譲り渡されるということをお伺いしております。周囲への影響はなく何ら問題ないかと思われ。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 西村委員 中藤次長 西村委員 中藤次長 西村委員 中藤次長 西村委員</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>議案第31号31番の譲受人と議案第33号23番の転用者の続柄を教えてください。</p> <p>両者の続柄は夫婦になります。</p> <p>ちなみに、どちらが会社の代表者なのか。</p> <p>議案第33号23番の転用者である妻が代表者になります。</p> <p>議案第31号31番の譲受人である夫には役職があるのか。</p> <p>役員になられております。</p> <p>わかりました。</p> <p>他に発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。23番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、23番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。</p>
<p>三宅書記</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和4年11月18日、2、利用権の設定を受ける者は2名、3、利用権の設定をする者は2名、4、利用権の設定をする件数は2件、5、利用権設定面積は5,443㎡となっています。6で各筆明細です。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －</p> <p>事務局から説明がありました。1番及び2番について発言をお願いします。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり）</p>

議 長

なしとの声がありました。1番及び2番について一括して採決をとります。1番及び2番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員ですので、1番及び2番について決定しました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第8回総会を閉会します。

令和4年11月11日

会 長 土 岐 康 夫

10番 小 物 博 子

11番 小 野 貫 治